

第三者評価結果入力シート (母子生活支援施設)

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

(株)ブルーライン

②施設名等

名称:	さいたま市母子生活支援施設けやき荘
施設長氏名:	新井 久美子
定員:	19世帯
所在地(都道府県):	埼玉県

③理念・基本方針

理念：子どもの最善の利益のため、母と子の主体性を重視した自立を支援します。

基本方針：・一人ひとりのニーズと意向を尊重します。
・安全で安心できる環境を保障し、自立への意欲を支えます。
・社会資源を最大限に活かし、適切な期間内での自立に向けた支援を行います。

④施設の特徴的な取組

・母子の自立のための支援や母子生活の安全・安心、サービス向上、地域との交流促進のため、関係機関との連携を積極的に行っている。
・生活における利用者と社会資源とのつながりを意識し、社会資源の活用や関わりができる支援を行っている。
・母子緊急一時保護事業として3事業の受入れ、支援を行っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2020/6/24
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2020/11/30
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成29年度

⑥総評

【特に評価の高い点】

(1)【中長期計画】

長期的な計画である「経営基本計画」(10年)は、経営基本方針に基づく重点項目を定め、その基本計画を具体化した実施計画(前期・後期各5年)は、年度毎に目標値を設けて、年1回、PDCAを展開し達成度の評価・見直しを明確にしている。

(2)【施設長のリーダーシップ】

職員会議、ケース会議等で職員の意見を聞き取り、支援の質の現状・課題を把握し、取組を行っている。又、法人内の「施設長会議」や県内の同種施設の「施設長会議」を通し、福祉サービスに関する情報交換や課題の明確化を図り、施設運営に反映させている。

(3)【働きやすい職場作り】

法人として、メンタルヘルス相談窓口の設置やストレスチェックをする機会が与えられ、何かあった時はすぐに相談できるような環境、相談しやすい環境が整っている。又、育休や年休の時間単位の取得や子供の病気有給休暇等、子育て支援の充実が図られ働きやすい環境が整備されている。

(4)【利用者満足への対応】

当法人では、「利用者アンケート」を実施している。アンケートの意見に誠実に答えると共に、把握した結果を分析・検討し取組可能な意見を積極的に取入れ、全ての意見に対する回答を施設内に掲示している。利用者懇談会を実施し、母親と子どもの満足に関する聴き取りを定期的に行っている。又、利用者本位の福祉サービスの提供と福祉サービスの向上を図るとともに、利用者等からの苦情について適切な対応を図るため「苦情解決体制等に関する要綱」及び「苦情解決事務に関する手引き」を作成している。苦情を申し出た母親と子どものプライバシーに配慮したうえで、公開できる物は公開している。

【特にコメントを要する点】

(1)【事業内容等の利用者への周知】

事業内容・施設管理等の内容については、利用者懇談会(年2回)・進級お祝い会・施設たよりで周知しているが、資料を分かりやすく作り替えたり詳細の説明はされていない。生活の場としてある期間生活を共にして行く以上、施設が何を目指し何をしようとしているのかを、利用者に理解して貰い利用者と共に“良い施設”を目指して欲しいと感じる。

(2)【ヒヤリハット展開】

法人により、リスク管理全般に付いては「リスク管理規程」、非常災害等の発生リスクに付いては「危機管理計画」「緊急事態等対策計画」「災害対策計画」等を整備している。ヒヤリハットの内容に付いては、要因分析・対応策検討・具体策実施までされているが、定期的に評価・見直しは行なわれていない。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受審し、施設運営における強みや弱み、日々の支援方法や取り組みについての課題を、認識することができました。

今回の結果で、高い評価の項目については今後更に推進し、改善が必要な項目は、評価内容について職員間で問題意識を共有し、検討・計画作成に努めていきます。

今後も、より良い利用者支援を心がけ、実践していきたいと考えております。

⑨第三者評価結果 (別紙)

(別紙)

第三者評価結果 (母子生活支援施設)

共通評価基準 (45項目) I 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】 法人の理念及び基本方針はホームページや事業計画書への掲載、施設内掲示を行い職員・利用者へ周知している。職員の行動規範として「職員倫理綱領」「職員行動規範」が策定されているが、利用者向けに分かり易い資料等は作成されていない。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【コメント】 法人の中長期計画の中で、取り巻く環境や今後の経営状況等に付いては詳細に分析され方向付けされている。コスト分析も1人粗利のコストを中心に分析しているが、施設が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題等は分析していない。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】 法人の中長期計画(経営基本計画)が策定されており、さらに「法人・施設取組計画」により具体的な目標・課題の達成に向けて各種取組を実施しているが、職員への周知は不十分。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】 長期的な計画である「経営基本計画」(10年)は、経営基本方針に基づく重点項目を定め、その基本計画を具体化した実施計画(前期・後期各5年)は、年度毎に目標値を設けて、年1回、達成度評価・見直しを明確にしている。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】 各年度の事業計画は中・長期計画の内容から落とし込まれた重点テーマを織り込みつつ策定されており、取組計画シートにより1点1点の評価・見直しがされる。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】 事業計画の策定にあたっては、職員会議を通し前年度の見直しを図っている。年2回、全職員で評価・見直した結果に基づき、次年度事業計画を策定している。	
② 7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	b
【コメント】 事業内容・施設管理等の内容については、利用者懇談会(年2回)・進級お祝い会・施設たよりで周知しているが、資料を分かり易く作り替えたり詳細の説明はされていない。	

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 法人組織として「サービス向上担当者会議」が設置され、「施設サービス自己評価」「施設運営自己評価」「利用者アンケート」を行い、評価分析を実施している。また、法人内部監査、第三者評価を受審している。	
② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】 評価結果の分析を書面に残し、職員間で回覧することで共有化を図っており、課題を明確にし、計画的に改善策を実施している。只、見直しの結果を再度計画にフィードバックする事は不十分とされている。	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】 職員に対しては「業務分掌表」で、役割について文書化している。又、有事の際の危機管理に関してはマニュアルや会議において周知している。における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されていない。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 施設として遵守しなければならない基本的な関連法令について、研修会や関係機関の情報により把握し、職員へ周知し研修等を行っている。又、法人として、「コンプライアンス宣言」を行なっている。	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 職員会議、ケース会議等で職員の意見を聞き取り、支援の質の現状・課題を把握し取組を行っている。又、法人内の「施設長会議」や県内の同種施設の「施設長会議」を通し、福祉サービスに関する情報交換や課題の明確化を図り、施設運営に反映させている。	
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 経営状況やコストバランスを分析し、経営改善に向けて施設内の課題把握や活動を行っているが、設備や建屋の老朽化の問題で経営改善や業務の実効性を高める事は難しい部分がある。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】 法人としての「人材育成基本方針」に基づき、人材育成、人材確保を実施している。各種加算職員の配置に付いては、法人内で調整されるので、人員体制への影響はない。	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	a
【コメント】 「期待する職員像等」は基本方針にも明確に表現されている。法人として「人員管理計画」を策定し、計画的な人事管理を行っている。「自己申告書」「目標管理制度」において職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】 法人として、メンタルヘルス相談窓口の設置、ストレスチェックをする機会が与えられ、何かあった時はすぐに相談できるような環境、相談しやすい環境が整っている。又、育休や年休の時間単位取得・子供の病氣有給休暇等、子育て支援の充実が図られ働きやすい環境が整備されている。	

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
---	----------------------------	---

【コメント】

「期待する職員像等」は基本方針にも明確に表現されている。目標管理制度が導入されており、ひとりが設定した目標について、期首・中間・評価面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
---	--	---

【コメント】

法人による人材育成基本方針に則り、「研修要綱」を定め、研修体系及び研修計画を定めている。研修委員会により定期的に研修計画の評価と見直しを行っており、研修内容やカリキュラムの評価と見直しも行なわれている。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
---	-------------------------------	---

【コメント】

支援の知識・技術・価値を理解した専門職を目指し、外部研修への参加、施設内研修を充実させ、職員のスキルアップを図っている。法人としてスーパービジョンの体制の確立を目指しスーパーバイザーの配置を始めており、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
---	--	---

【コメント】

実習生受入れ体制を整備し、実習生の目的や職種等に考慮したプログラムを用意しているが、指導者職員の配置が現在されていない為、指導者に対する研修は実施していない。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
---	-------------------------------	---

【コメント】

年度毎の事業計画、事業報告とともに、財務諸表や役員等について当法人のホームページに掲載し、情報開示を行っている。又、第三者評価の受審状況、苦情・相談の体制や内容について公開しているが、シェルター機能を有する施設の性格上、非公開とせざるを得ない部分がある。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】

事務、経理、取引等に関するルールや職務分掌と制限・責任においては、経理規定や細則、各種要領等により決められており、内部統制の体制を整備している。又、法人としては、監査法人による監査において、無限定適正意見の表明(最上級)を受けている。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】 地域自治会活動へ母親と子どもとともに職員も参加し、地域との関わりを高める取組を行っているが、施設の性格上、地域との関わりを文書化する事や、子供の来訪に関して多少の制約を設けている。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】 ボランティア受入れマニュアルは策定されている。学校からの職場体験等は施設の性格上、対応していない。子どもの基礎学力の向上と進路支援の取組として、支援団体の協力を得て学習ボランティアの活用を行っている。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】 地域の関係機関・団体に付いて、個々の母親と子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストを作成している。関係機関・団体(支援課・福祉課・保健センター等)との連絡会、協議会の実施や参加を通し、地域とのネットワーク強化に努めている。また、母親と子どもに向けて、地域の社会資源の情報提供を行っている。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】 法人の相談事業や要保護児童地域協議会への参加/情報交換・地域防犯パトロール参加によるコミュニケーション等により、地域の福祉ニーズの把握に努めている。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】 法人としての評価基準である地域公益事業を実施している。自治会事業に参加しているが、シェルター機能を持った施設の特性上、施設等のスペース活用による交流は難しい。地域での合同防災訓練には参加している。		

Ⅲ 適切な支援の実施

1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 理念や基本方針に施設の基本姿勢を明示し、倫理綱領・人権擁護・虐待等について施設内研修を行い、周知徹底を図っている。また法人として、全職員を対象とした「人権擁護・虐待防止研修」を年1回実施している。		
②	29 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
【コメント】 日常生活におけるプライバシー保護の為、事前説明や本人の同意を得て支援を行い、「子どもの権利ノート」を活用しプライバシーについて説明を行っている。居室は全て個室となっており、プライバシーは確保されている。		
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】 入所時・見学时に「利用のしおり」を準備し説明にあたり、質問等の対応を行っている。福祉事務所にパンフレットを配付し、入所希望者の相談時等の活用に繋げている。配付資料の見直しは適宜行なわれている。		
②	31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	b
【コメント】 支援の開始や過程においての説明は「利用のしおり」や書面(苦情解決の仕組等)を利用し、分かり易く行っている。意思決定が困難な母親と子どもへの配慮については明文化したものは準備されていない。		
③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】 支援の内容の変更にあたっては、従前の内容から著しい変更や不利益が生じない様に配慮されている。退所前に面談を実施し、その後の相談方法や支援について書面で伝えている。又、関係機関と協議・情報交換を行っている。		
(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
①	33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 当法人では、「利用者アンケート」を実施している。アンケートに対する意見に誠実に答えるとともに、把握した結果を分析・検討し取組可能な意見を積極的に取入れ、全ての意見に対する回答を施設内に掲示している。利用者懇談会を実施し、母親と子どもの満足に関する聴き取りを定期的に行っている。		

(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
---	-------------------------------	---

【コメント】

当法人では、利用者本位の福祉サービスの提供と福祉サービスの向上を図るとともに、利用者等からの苦情について適切な対応を図るため「苦情解決体制等に関する要綱」及び「苦情解決事務に関する手引き」を作成している。苦情を申し出た母親と子どものプライバシーに配慮したうえで、公開できる物は公開している。

②	35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	b
---	--	---

【コメント】

母親については懇談会等で意見箱「みなさまの声」の設置、活用方法について周知できているが、「子ども相談箱」の運営については、子どもの年齢等の状況により十分とは言えない。

③	36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】

支援や生活環境についての意見や要望・提案等は「みなさまの声」「子ども相談箱」を設置し、活用を促している。苦情等の意見については迅速に対応できる体制を整えている。相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等に付いて定めたマニュアル等を整備しており、定期的に見直しがされている。

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	--	---

【コメント】

法人により、リスク管理全般に付いては「リスク管理規程」、非常災害等の発生リスクに付いては「危機管理計画」「緊急事態等対策計画」「災害対策計画」等を整備している。ヒヤリハットの内容に付いて、要因分析・対応策検討・具体策実施までされているが、定期的な評価・見直しは行なわれていない。

②	38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
---	--	---

【コメント】

感染症対策マニュアルを作成し、感染症等の流行、まん延を防止する為に日常的な予防に努めており、随時見直しが行なわれている。感染症に関する研修に参加し、全職員への伝達を行っている。

③	39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
---	--	---

【コメント】

危機管理マニュアルを作成し、災害時の対応策について定期的に訓練を行う等、職員に周知しているが、安否確認の方法は曖昧になっている。また、食材や備品等の備蓄品について整備している。BCPの検討は今後の課題となっている。

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
【コメント】 支援についての標準的な実施方法として、各職員に配付している母子生活支援施設ハンドブックを活用し、母親と子どもの個別性に着目した対応を行っている。定期的(年度末)に内容の見直しもされている。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【コメント】 支援の標準的な実施方法の見直しは、母子生活支援施設ハンドブックの内容を反映させる仕組みとなる様、職員会議やケース会議等で実施している。母親と子どもからの意見や提案が反映されるような仕組みにはなっていない。	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】 アセスメントの様式が決められており、それに基づき実施されたアセスメントの内容が自立支援計画に反映される。自立支援面談を半年ごとに実施し、自立支援計画の評価・見直しを行なっている。福祉事務所担当者も面談に加わり、子どもへの面談も実施(小学校高学年以上)自立支援計画を策定している。	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】 職員会議、ケース会議において自立支援計画の評価・見直しは半年ごとに行なわれており、職員に周知され母親と子どもの支援の質の向上に関わる課題を明確にしている。自立支援計画を緊急に変更する仕組みはなく、都度の変更対応もされていない。変更は年2回の評価・見直しの祭に行なわれる。	
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。	
① 44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】 支援記録・業務日誌・ケース会議録において、母親と子ども一人ひとりに対する支援の実施状況を記録している。又、毎日のミーティングでは職員間の情報共有を行っている。記録方法については、ハンドブックに触れられている。記録の承認作業の際に、書き方等に付いてもチェックされる仕組みとなっている。回覧等により情報の共有は行なわれる。	
② 45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】 当法人は、「個人情報に関する基本方針」を定め、「個人情報保護規定」「文書管理規程」を策定している。職員は個人情報保護対策研修を受講し、適切な管理を行っている。	

内容評価基準 (27項目)

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 母親と子どもの権利擁護	第三者 評価結果
<p>① A1 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a
<p>【コメント】 権利擁護に関する取組として、「子どもの権利ノート」「職員ハンドブック」をマニュアルとして活用しており、職員会議やケース会議において検討・支援を行っている。職員は人権擁護研修を受講し、研修内容を全職員に伝達している。</p>	
(2) 権利侵害への対応	
<p>① A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。</p>	a
<p>【コメント】 「虐待防止指針」を定め、職員一人ひとりに「虐待防止チェック」を実施している。「子どもの権利ノート」「職員ハンドブック」をマニュアルとして活用しており、職員が不適切な支援や、不適切な関わりによる権利侵害を行わない為に「虐待防止研修」等を受講し意識を高めている。就業規程や倫理規程に懲戒規程を定め、日常的に会議等で取り上げ、行われていない事の確認がされている。</p>	
<p>② A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。</p>	a
<p>【コメント】 母親や子どもによる不適切な行為の防止について、気持ちを十分に理解しつつ、暴力によらないコミュニケーションの取り方や適切な対応方法を伝えている。不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていない事の確認や職員体制の点検と改善を行っている。</p>	
<p>③ A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	b
<p>【コメント】 職員は悪意や暴力のない「大人モデル」を提供し、暴力やコントロールが介在しない関係づくりを行うことにより、人間関係の信頼回復を図っている。年少児が多い為、子どもが自分自身を守る為の知識・具体的方法に付いて学習する機会は設けられていない。</p>	
(3) 思想や信教の自由の保障	
<p>① A5 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。</p>	a
<p>【コメント】 母親と子どもの思想や宗教の自由を保障しているが、風紀や秩序を乱し他の入所者に迷惑をかける行為については、一般生活ルールとして「利用のしおり」で注意喚起している。</p>	
(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮	
<p>① A6 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p>	c
<p>【コメント】 施設内での自治活動等の支援までは至っていない。</p>	

(5) 主体性を尊重した日常生活

①	A7 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
---	------------------------------------	---

【コメント】

日常生活の支援において、母親と子どもが主体的に生活できるように、社会資源等の情報提供を行っている。又、母親と子どもが主体性を持って解決に向かえるように考え、寄り添った支援をしている。

②	A8 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	b
---	---	---

【コメント】

季節行事や母親の勉強会など、母親と子どもの意見を取り入れたプログラムを実施している。毎年、母親と子どもそれぞれに施設行事に関するアンケートを実施し、計画等に反映させている。母親と子どもの主体的な参画を前提とした行事・プログラム等は用意していない。

(6) 支援の継続性とアフターケア

①	A9 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
---	---	---

【コメント】

退所先決定時より、必要に応じて退所先の行政機関等と関係づくりや情報交換を行い、退所時面談時には退所後の支援の説明、希望の聴き取りを行っている。退所後の支援計画は作成していないが、相談や施設機能を活用した（施設行事への招待等）支援を提供している。

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本		第三者 評価結果
①	A10 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
【コメント】 母親と子どもが自分の意思で課題と向かい合い解決できる様に、個別支援計画に記載・記録しており、個々の取組に合せ職員間の連携を図り、専門的支援を行っている。		
(2) 入所初期の支援		
①	A11 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	b
【コメント】 母親と子どもそれぞれに対して、信頼関係を構築し、安心して生活できるよう支援に努めている。相談支援、情報提供、生活用品等の貸し出しを行っている。建屋が古い為、バリアフリーには対応していない。		
(3) 母親への日常生活支援		
①	A12 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
【コメント】 日常生活が円滑になるよう、母親の個々の力に合わせた支援を行っている。経済面については、母親自身が適切に管理できるように、家計管理の支援を行っている。必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴等、衛生面への支援を行っている。ニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般に付いても、代行や介助等の支援を行っている。		
②	A13 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
【コメント】 職員は、母親の子育てに関する不安や悩みの発見に努め、その解消に向けた相談や助言などを行い、母親と一緒に考えながら解決にむけ取組んでいる。関係機関との連携や、必要に応じて保育園等への送迎支援を行っている。虐待や不適切な関わりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。		
③	A14 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
【コメント】 日常の関わりを大事にして、母親が安定した対人関係を築くための相談支援を行っている。月1回だが心理担当職員との面談を行い、対人関係によるストレスの軽減方法等助言を行っている。施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じたときには、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。		

(4) 子どもへの支援

①	A15 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	b
---	---	---

【コメント】

子どもの年齢と発達状況に応じ、日々の見守り、行事の開催、保育支援を行っている。被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに関しては、学校等と連携を図り個別な対応を行っている。放課後は児童クラブ等で子供の帰りも遅い為、特設プログラムや遊び・行事等は用意していない。

②	A16 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
---	---	---

【コメント】

学習のための環境づくりとして、落ち着いた学習に取り組める「学習室」を整備し、学習ボランティアの協力により学習指導を行っている。必要に応じ学習や進路について相談にのり、子どもが将来に向けて必要な力を身につけられるよう支援に努めている。

③	A17 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
---	--	---

【コメント】

職員以外の大人とかかわる貴重な機会として、地域の自治会に参加し又、ボランティアの受入れ等を通して安心できる大人像を経験して貰ったり、日常的な関わりの中で、自由に意見や考えを表現できるよう普段から信頼づくりに努めている。専門的なプログラムに基づいたグループワーク等は取り入れていない。

④	A18 子ども年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	c
---	---	---

【コメント】

性教育に付いては行っていない。今後、性に関する研修等への参加や、職員間で性教育のあり方について検討をすすめたい。

(5) DV被害からの回避・回復

①	A19 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	b
---	-----------------------------------	---

【コメント】

「緊急一時保護事業」2事業、「一時保護委託入所」1事業を行い、緊急時の利用に向けて体制を整備している。関係機関との連絡体制も整えている。24時間の受け入れは行っていないが、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れている。

②	A20 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
---	---	---

【コメント】

DV被害者支援の研修を受講し、母親と子どもの精神的なフォローや関係機関との連携等、支援体制を整えている。必要に応じて弁護士事務所や調停・裁判の同行を行っている。

③	A21 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】

心理担当職員による心理的ケアや、外部の専門機関へつなぐ支援を行っている。必要に応じて相談・情報提供を行っており、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。

(6) 子どもの虐待状況への対応

①	A22 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
---	---	---

【コメント】

月1回ではあるが、心理担当職員による心理的ケアや、外部の専門機関へつなぐ支援を行っている。必要に応じて相談・情報提供を行っており、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。

②	A23 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a
---	------------------------------------	---

【コメント】

福祉事務所や児童相談所等関係機関と連携を図りながら支援を行っている。必要に応じ、学校や専門機関等とケースカンファレンスを実施し意見交換を行っている。必要に応じて、心理判定や児童精神科医との相談などの児童相談所機能を活用している。

(7) 家族関係への支援

①	A24 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	b
---	---------------------------------------	---

【コメント】

母親と子どもの双方との面談や相談に応じ、家族として関係が安定するよう、母と子双方の代弁、調整を行い親子関係の強化、再構築が図れるよう努めている。他の親族等との関係調整は福祉事務所を介して対応している。

(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援

①	A25 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
---	---	---

【コメント】

障害分野の行政機関及び関係機関と連携し、社会資源の積極的活用につなげる支援を行っている。又、配慮が必要な子どもに対しては、必要な情報提供を行っている。母親に付いては公的機関や就労先、子供に付いては保育所や学校等と連携した支援を行っている。

(9) 就労支援

①	A26 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	b
---	------------------------------	---

【コメント】

母親の学歴や経験、心身の健康状態などを考慮し、又、母親の意見を尊重しながら就労活動を支援している。資格取得や能力開発をしたりするための、情報提供も行っている。補完保育（残業や休日出勤時の保育等）や病後児保育、学童保育等は行っていない。

②	A27 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	b
---	--	---

【コメント】

心身の状況等により、福祉的就労の活用や福祉的就労先との連携を行っている。また、母親に対して職場での人間関係等の相談・助言は行っているが、一般の職場と直接の関係調整は行っていない。